

## 農道認定等基準要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農道として認定、廃止の手続きをしようとする場合の必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 農道とは、市道認定路線および法定外路線以外の公共用地であり、農業振興に供するものであること。

### (農道認定の要件)

第3条 農道認定しようとする道路は、次の各号の要件を備えているものとする。

- (1) 道路の一端が国道、県道、市道、農道並びに林道のいずれかに接続していること。
- (2) 道路の構造は次に掲げるものであること。

道路は有効幅員が2.5メートル以上であること。

道路は路面排水施設の設置が可能であり排水の流末が確保されたものであること。

その他道路管理上に支障がないと認められるものであること。

- (3) 道路敷地及び道路施設は、浜松市に無償提供できるものであり、必要な分筆を行った上で所有権以外の権利がなく境界が明確なものであること。
- (4) 所有者の異なる農地2筆以上に供用されている道路であること。

### (農道の認定)

第4条 農道管理者は、移管又は認定を申請しようとする者から移管又は認定依頼を受けて農道の認定を行う。

### (農道の廃止)

第5条 農道管理者は、廃止が必要と認められるときは、廃止を行う。

( 移管及び認定等申請手続き )

第6条 移管又は認定、廃止を申請しようとする者は、必要な分筆を行った上で次に掲げる書類を提出するものとする。

添付資料	移管又は認定	廃止
1 申請書		
2 位置図		
3 平面図		
4 公図写し		
5 縦横断面図		
6 求積図		
7 確定測量図		
8 登記書類		
9 構造図		
10 寄付申込関係書類	1	
12 その他 管理者が必要と認める書類		自治会長意見書

1 私有財産の場合

附 則

この要綱は農道認定要綱を改正し、平成21年6月15日から施行する。